令和８年度
（2026 年度）

あなたのお家の【第二期募集】耐震性を調べてみませんか！！

～伊丹市簡易耐震診断推進事業のご案内～

伊丹市では、震災の教訓をふまえ、「安全・安心のまちづくり」を推進するため、住まいの耐震化を促進しています。
この事業は、住宅所有者の求めに応じて、市が「簡易耐震診断員」を派遣して安価な費用で耐震診断を実施し、ご自身の住宅の耐震性を知っていただくことで、今後の住宅の維持管理や耐震改修工事の参考としていただくためのものです。

伊丹市マスコット
たみまる

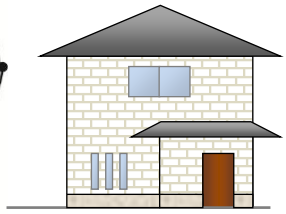

●申し込み対象者・対象住宅等

受付期間	**令和８年（2026 年）　９月　１日（火）から** **令和８年（2026 年）　１２月　１１日（金）まで** ※受付期間に関わらず、**予定数に達し次第終了**する場合がありますので、**申請される方はあらかじめ市建築指導課（７８４－８０６５）へお電話ください。**
対 象 者	**伊丹市内**に対象となる住宅を所有する方
対象住宅	**昭和５６年（１９８１年）５月３１日以前**に建築に係る工事に着工された**戸建、長屋、共同住宅** ※ただし、**以下の住宅は、対象外となります。**詳細はご相談下さい。 ・平成１７年（２００５年）６月１日以降に増築又は改築に係る工事に着工されたもの。 （※一部対象となる場合がありますので、ご相談願います。） ・店舗併用住宅等で、延べ面積の過半を住宅以外の用途として使用されているもの。 ・枠組壁工法や丸太組工法の住宅、旧３８条認定工法のもの。 ・簡易耐震診断を受けようとする年度から起算して 10 年以内に本市が行った耐震診断を受けたもの。 （※震度５弱以上の地震の被害を受けたもの等、一部対象となる場合がありますので、ご相談願います。） ※現地の状況により、簡易耐震診断の対象とならないことがあります。 ※長屋住宅の場合は、所有者又は管理者等全員の同意が必要です。 ※「建物の区分所有等に関する法律」が適用される住宅（共同住宅）は、同法３条に基づく管理組合の議決等が必要です。

●個人負担金（※建物・構造種別ごとに異なります）

建物・構造種別			個人負担金	診断経費（参考）
戸建住宅	木造		3,150 円	31,500 円
	非木造		6,350 円	63,500 円
長屋住宅	木造		6,350 円	63,500 円
	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	１棟目	21,700 円	217,000 円
		２棟目以降	15,500 円	155,000 円
	鉄骨造	１棟目	11,400 円	114,000 円
		２棟目以降	7,950 円	79,500 円
共同住宅	木造		6,350 円	63,500 円
	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	図面あり	21,700 円	217,000 円
		図面なし	32,100 円	321,000 円
		２棟目以降	15,500 円	155,000 円
	鉄骨造	１棟目	11,400 円	114,000 円
		２棟目以降	7,950 円	79,500 円

耐震改修工事前後の比較

１割の自己負担(※)で簡易耐震診断を受ける事ができます。

（※）診断経費（右欄）の９割を国、県、市で補助しますので、自己負担はその１割となります。

◎申し込みから簡易耐震診断結果の報告書の送付までの流れ

申込み

対象者	・伊丹市内に対象となる住宅を所有する方
対象住宅	・昭和５６年５月３１日以前に建築に係る工事に着工されたもの ※平成１７年６月１日以降に増改築した住宅は原則対象外です。詳細はご相談下さい。 ※その他対象外となるもの等、注意事項を表面に記載しております。
必要書類等	・**申込書（窓口でご記入いただいて構いません。）** ・**建築年度が確認できる書類** （住宅の登記事項証明書、建築確認通知書、検査済証、家屋評価証明書、その他建築年度が確認できる書類） ・**現時点での住宅の所有者等が確認できる書類** （住宅の登記事項証明書、家屋評価証明書、その他所有者等が確認できる書類） ・**所有者が複数人いる場合は、全員の同意が得られていることが確認できる書類** ・**委任状**（住宅の所有者以外が、申込者の代理で申込書を提出される場合）
個人負担金	・戸建住宅で自己負担は3,１５０円から（詳細は表面参照）

（１０日～２週間）

伊丹市から診断員へ連絡し、診断員から申込者へ連絡し診断日を調整します。

（１０日～２週間　※診断員の都合によります。）

派遣診断員

現地調査	・耐震診断技術者名簿に登載の診断員が、お宅を訪問し、診断報告書を作成します。 ・現地調査では、目視と図面により調査し、**「地盤・基礎の状況」「建物の形状」「壁の配置・割合」「筋交いの有無」「老朽度」**などから、地震に対する安全性を診断します。 （診断に掛かる時間は半日程度）

（１～２ヶ月）

診断結果の送付

診断結果のお知らせ	耐震性は下記の**「評点」**等で示され、所見欄では、**「調査結果の概要」「改善のポイント」「建築士による耐震改修のアドバイス」**などをまとめた診断報告書を伊丹市よりお送りします。

＜木造戸建住宅の場合の診断目安＞

耐震性 高 ↓ 低

評点	診断
1.5 以上	安全
1.0 以上 1.5 未満	一応安全
0.7 以上 1.0 未満	やや危険
0.7 未満	危険

※次の条件を満たすと評点は高くなります。
○壁の量が多い
○壁が四周にバランスよく配置されている
○筋かいが入っている
※評点が**１．０未満**の場合
耐震性が不足していることとなります。

簡易耐震診断結果の報告書を伊丹市から送付します。

耐震改修工事等を検討

「やや危険」「危険」の診断結果の方は、耐震改修工事等をご検討ください。

補助制度	伊丹市では、以下の各種工事にかかる費用の一部補助等があります。 **（耐震改修工事・建替工事、除却工事・防災ベッド等設置・シェルター型工事・屋根軽量化工事・簡易耐震改修工事）**
関連制度	＜ひょうご住まいサポートセンター（TEL０７８－８５５－５１７０）の実施制度＞ ・アドバイザー派遣制度（耐震改修工事を計画する県民の方に専門家を派遣） ・住宅改修業者登録制度（登録のリフォーム業者の情報提供）（登録は県、住宅政策課） （ https://support.hyogo-jkc.or.jp/）

※補助・助成制度については、対象となるための条件があります。

【工事費用及び工事実績】

ひょうご住まいの耐震化促進事業の工事実績（耐震改修工事費用の目安及び耐震改修工事実績）を兵庫県建築指導課のホームページで公表していますので、是非ご参照下さい。

【各種制度のご案内及び窓口】

耐震改修促進税制【所得税の特別控除…税務署　　固定資産税の特別控除…市　資産税課】
（https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/ZAISEIKIBAN/SHISANZEI/1383307400912.html）

※耐震補強工事や補助制度をお考えの方は市建築指導課や診断員へお気軽にご相談ください。

【お申し込み窓口・お問い合わせ先】９：００～１７：００まで（土・日曜、休日を除く）
伊丹市 都市活力部 都市整備室 建築指導課　ＴＥＬ　０７２－７８４－８０６５